

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F  
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789  
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp  
URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。



## Monthly Hot News

### 2024年4月から労働条件明示のルールが改正されます

#### 【1】労働基準法施行規則第5条の改正

2022年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえ、無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が行われることになり、2024年4月から労働条件明示のルールが改正され、労働契約の締結・更新のタイミングの「労働条件明示事項」が追加されます。

#### 【制度改正のポイント】

##### 1. 全ての労働者に対する明示事項

###### (1) 就業場所・業務の変更の範囲の明示

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」(※1)についても**明示が必要**になります。

(※1)「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

##### 2. 有期契約労働者に対する明示事項等

###### (1) 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の**明示が必要**になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで) **説明することが必要**になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

###### (2) 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと(※2)に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の**明示が必要**になります。

(※2)初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、**更新のたびに**、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の**明示が必要**になります。

###### (3) 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと(上記※2)に、無期転換後の労働条件の**明示が必要**になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(※3)(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に**説明するよう努めなければならないこと**となります。

(※3)労働契約法3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

## 【2】 職業安定法施行規則の改正

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

### 【追加される明示事項】

- ① 従事すべき業務の変更の範囲（※）
- ② 就業場所の変更の範囲（※）
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

（※）「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

### 【明示事項の記載例】

#### ①・②「変更の範囲」

業務内容	（雇入れ直後）法人営業（変更の範囲）製造業務を除く当社業務全般
	（雇入れ直後）経理（変更の範囲）法務の業務
就業場所	（雇入れ直後）大阪支社（変更の範囲）本社および全国の支社、営業所
	（雇入れ直後）渋谷営業所（変更の範囲）都内23区内の営業所

いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

#### ③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日）
	契約の更新 有（契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断（※）） 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有（自動的に更新する） 契約の更新回数は3回を上限とする。

（※）「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 「健康保険被扶養者状況リスト」提出のご案内 ※協会けんぽご加入事業所様に限る

2023年10月下旬から11月上旬にかけて、協会けんぽから順次「被扶養者状況リスト」が届きますので、従業員の方へご確認のうえ、同年12月8日までに直接、協会けんぽへご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、扶養から外す等変更があった方につきましては、当協会までご連絡をお願いいたします。

### 【※確認書類の提出について】

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類の提出を併せてお願いいたします。

- ・被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（※1）
- ・海外に在住している被扶養者→海外特例要件（※2）に該当していることが確認できる書類（※1）仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類は、学生の場合、添付を省略できます。（※2）海外特例要件については日本年金機構ホームページをご覧ください。